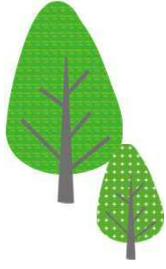


子育て応援
ガイドブック



西粟倉村

平成25年3月発行



子育て応援 ガイドブック

～ もくじ ～



	もくじ	1
	子育てカレンダー	2
①	こんにちは 赤ちゃん	3
②	手当・医療費の助成	6
③	医療・救急	10
④	医療機関一覧表	11
⑤	親子で一緒に出かけよう	15
⑥	託児所・幼稚園を利用する	17
⑦	放課後児童クラブを利用する	18
⑧	児童が参加できる団体	18
⑨	小学校・中学校へ就学	19
⑩	高校等の就学助成について	20
⑪	障がいのある子どものために	21
⑫	ひとり親家庭のために	26
⑬	各種相談窓口の紹介	28
	あわくらMAP	30



子育てカレンダー

子育てしやすいにしまわくらを目指して

*赤ちゃんの発達をもとにしたカレンダーです。
お子さんの成長の目安として、ご参考にしてください。

	妊娠中	赤ちゃん誕生 ～生後1ヶ月頃	2～4ヶ月頃	5～6ヶ月頃	7～8ヶ月頃	9～11ヶ月頃	1歳頃	1歳6ヶ月頃	2歳頃	3歳頃	6歳頃
運動	<p>おめでとう!!</p> <p>*たばこ、お酒は禁止!!周囲の人と同じ部屋では禁煙しましょう。</p>	 <p>一日のほとんどを眠って過ごします</p>	 <p>首がすわってきます</p>	 <p>おすわりができるようになります</p> <p>寝返りができるようになります</p>	 <p>つたい歩きをする</p> <p>はいはいを始める</p>	 <p>ひとりで歩く</p>	 <p>ボールを蹴る</p> <p>走る</p>	 <p>もうすぐ幼稚園</p>	 <p>もうすぐ小学生</p>		
こぼれ	<p>*妊娠高血圧症候群を予防しよう!!</p> <p>高血圧(140/90 mm/Hg以上)やたんぱく尿がサイン。</p> <p>*貧血を防ごう!!</p> <p>鉄分、ビタミン、葉酸などが効果的です。</p>	<p>「アー、ウァ」など声を出す</p>	<p>にっこり笑う</p> <p>声を出して笑う</p>	<p>「ダ・パ・マ」などと声を出す</p>	<p>バイバイをする</p> <p>人見知りが始まる</p>	<p>「パパ・ママ」など一語言う</p>	<p>二語文を言う</p> <p>自我が芽生えてきます</p>	<p>おしゃべりも上手になります</p>	<p>数字やひらがながよめる</p>		
食事	<p>・塩分は1日7.5g未満におさえましょう。</p> <p>・良質のタンパク質(乳製品、大豆類、肉、魚)や野菜、果物、海藻をしっかりとりましょう。</p> <p>・砂糖、菓子類、脂肪分は控えめに。</p>	<p>母乳またはミルク</p>	<p>初期(ゴクン)</p> <p>*子どもの様子を見ながら、1日1回ひとさじずつ与える。 *母乳やミルクは飲みたいだけ与える。</p>	<p>離乳食</p> <p>中期(モグモグ)</p> <p>*1日2回食で、食事のリズムをつけていく。 *色んな味や舌触りを楽しめるよう、食品の種類を増やす。</p>		<p>後期(カミカミ)</p> <p>*食事のリズムを大切に、1日3回食に進めていく。 *家族一緒に楽しい食事体験をする。</p>	<p>完了期(パクパク)</p> <p>*1日3回食のリズムを大切に、生活リズムを整える。 *手づかみ食べをはじめる。</p>	<p>コップで飲む</p> <p>はみがきになれるよう、目の届く範囲で、歯ブラシをくわえさせたりする</p>	<p>はしを使うようになる</p> <p>自分で食べる練習をする</p> <p>仕上げ歯みがきの練習をする</p>	<p>仕上げ歯みがきをしっかりとる</p>	

① こんにちは 赤ちゃん



妊娠すると、うれしい気持ちの反面、マタニティライフや出産は大丈夫かなと不安な気持ちもあると思います。まずは、必要な手続きやサービスについて知っておくと安心です。

①妊娠したら

マタニティライフを健やかに過ごすために、健診や教室に積極的に出かけましょう！



母子健康手帳をもらいに行きましょう

病院で、妊娠届出書をもらったら早めに「いきいきふれあいセンター（保健福祉課）」に行きましょう。妊娠届の受理とともに母子健康手帳を交付します。医療機関でもらった妊娠届出書をお持ちください。この手帳はお母さんと赤ちゃんの健康を記録するものとして大切です。☆母子健康手帳の交付時、母子保健ガイド（妊婦・乳児健康診査受診票）、ももっこカード、子育てガイドブックをお渡しします。

妊娠期

妊婦教室

妊婦さんとそのご家族を対象に、栄養母乳育児、歯の健康に関するお話や交流会などを行います。妊娠中からのお友だちづくりを応援します。



お母さんと赤ちゃんの健康診査 （医療機関受診）

受診票を母子健康手帳と同時に交付します。妊婦健康診査（妊娠中14回）、超音波検査（4回）、血液検査（2回）、クラミジア検査の受診票があります。受診票に記載のある項目を公費負担で受けることができ、県内医療機関にて使用できます。県外受診の場合は自己負担で受診後、限度額内で払い戻しが可能です。後日、保健福祉課に申請してください。

妊婦訪問・面接

妊娠中、ご心配なことがあればお気軽にご相談ください。希望に応じて、保健師等がご自宅にお伺いします。



「ももっこカード」は、岡山県が発行している子育て家庭を応援するカードです。

妊娠中から小学校6年生までのお子さんがある家庭で利用できます。県内にはたくさんの協賛施設・店舗があり、カードを提示するとそれぞれの施設・店舗が用意している子育て支援サービスが受けられます。「ももっこカード」の利用ができる協賛施設・店舗には、上のカードのイラストと同じステッカーが掲示されています。

協賛している施設・店舗では、それぞれが独自の子育て支援サービスを用意しています。どんな施設・店舗が協賛しているのか、どんなサービスがあるのか、詳しくは、岡山県のホームページに掲載されています。また、協賛店舗の検索が簡単にできる携帯電話専用サイトもあります。「カードに関するQ&A」や「市町村の交付窓口」なども掲載していますのでご利用ください。パソコンからも携帯電話専用サイトがご覧いただけます。

- * 村内で利用できる施設 *
- ・あわくら荘
 - ・あわくらんど
 - ・大茅スキー場
 - ・湯〜とびあ黄金泉

妊婦さんへの思いやり 「マタニティマーク」

厚生労働省では、妊産婦にやさしい環境づくりの一環として「マタニティマーク」を制定しています。このマークは、妊産婦が交通機関などを利用するときに身につけて、周囲の方々に「私は妊婦です」とお知らせするためのマークです。

また、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関で、その取り組みや呼びかけ文をマークと一緒にポスターなどにして貼り、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するためにも使われています。

このマタニティマークは、厚生労働省のホームページから自由にダウンロードして使用することができます。シールプリントして持ち物に貼るなどして、マークを活用してくださいね。



マタニティマークについて詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

②赤ちゃんが生まれたら（0歳～就学まで）

赤ちゃん
誕生

赤ちゃん、お誕生おめでとう!!いよいよ子育てが本格的にスタートです。



出生届・各種届をだしましょう

赤ちゃんが生まれたら最初に行う届出です。
届出期間：赤ちゃんが生まれた日（含む）から14日以内
届出窓口：西粟倉村役場総務企画課 電話279-2111
持ち物

- ・出生届出書
- ・母子健康手帳
- ・国民健康保険証（加入者のみ）
- ・届出の印鑑
- ・届出本人確認証（運転免許証等）

【乳幼児医療保険証・児童手当の申請】
申請窓口：いきいきふれあいセンター
西粟倉村保健福祉課 電話279-7100

- 持ち物
- ・出生届出書
 - ・母子健康手帳
 - ・国民健康保険証（加入者のみ）
 - ・届出の印鑑
 - ・届出本人確認証（運転免許証等）

チャイルドシート着用推進助成金
西粟倉村に居住する乳幼児（6歳未満の者）のいる世帯へチャイルドシートを購入助成金があります。乳幼児1人につき上限を10,000円として助成します。ただし、乳幼児1人1回限りで、購入金額が10,000円に満たない場合はその金額となります。

助成金の交付を受けるには、チャイルドシート着用推進助成金支給申請書（様式第1号）、チャイルドシート販売証明書（様式第2号）に必要事項を記入の上、領収書を添えて役場総務企画課に提出してください。様式は西粟倉村ホームページよりダウンロードできます。

問い合わせ先：総務企画課
279-2111



新生児聴覚検査・乳児健康診査 （医療機関で受診）

妊婦・乳児訪問

妊産婦と赤ちゃんがいる家庭に保健師が訪問して相談にお答えします。あわせて、予防接種についても説明を行います。



母子健康手帳交付時にお渡しした新生児聴覚検査受診票と乳児健康診査受診票の2枚ををご利用ください。新生児聴覚検査は、出生後入院中に行い、乳児健康診査は1歳までに行います。どちらの受診票も県内の医療機関にて使用できます。
*県外受診の場合は、自己負担で支払後、保健福祉課で払い戻しの手続きをしてください。

予防接種を受け始めましょう

予防接種についての詳しい内容は、別紙をご覧ください。

乳児健康診査（集団健診）

内容：身体計測、問診、内科診察、育児相談、栄養相談、ブックスタート
場所：いきいきふれあいセンター
持ち物：母子健康手帳、問診票、生活記録表、子育てアンケート

- *対象の方は、個別に保健福祉課より通知します。
- *子育て・離乳食・予防接種・母乳育児等の相談ができます。



年4回

妊産婦教室

妊婦さんと産婦さん（1歳児未満くらい）を対象に栄養母乳育児・歯の健康に関するお話や交流会などを行います。同級生のお母さんといち早く知り合ったり、お友だちづくりの応援をします。対象の方は、個別に保健福祉課より通知します。



ブックスタートとは？

絵本を介した暖かく楽しいひとときが、すべての赤ちゃんの周りでもたれることを目指した運動です。

西粟倉村は全国に先駆けてこの活動をスタートし、乳幼児健診の会場で、絵本を介した楽しい時間を紹介したり、子育てを応援しています。

ブックスタート対象者は、〈0歳児・1歳6ヶ月児・2歳児・3歳児〉です。日本唯一?!ひとりの子どもに4回絵本（8冊）をプレゼントしています。



訪問・面接

子育てでご心配なことがあればお気軽にご相談ください。希望に応じて保健師等がご自宅にお伺いします。

電話：保健福祉課 279-7100

生後
3ヶ月

離乳食調理実習

乳児をもつ両親が対象です。離乳食の進め方、作り方を紹介し、実際に調理しますので、味や固さを参考にしてください。



年2回

歯科検診・フッ素塗布

内容：歯科検診、フッ素塗布、ブラッシング指導
対象：1歳頃～幼稚園入園前の幼児
場所：いきいきふれあいセンター
*対象の方は個別に通知します。



1歳
6ヶ月

歯について Q&A

Q：歯磨きはいつくらいから始めたらいい？
A：
1歳すぎ～歯磨きを好きになるよう、乳幼児用の歯ブラシをくわえさせたりして歯ブラシに徐々に慣れさせていきましょう。子どもに歯ブラシを持たせるときは、のどを突かないように必ず保護者が見守ってください。食後はお茶など糖分の入っていない飲み物を飲ませ、口内に食べカスを残さないようにしましょう。
2歳くらい～仕上げ磨きの練習を始めましょう（嫌がらない程度に少しずつ慣れさせていきましょう）
2歳半～しっかり仕上げ磨きをして磨きましょう。

Q：甘いおやつはいつまで控える？
A：4歳までは、アメ・ガム・グミ・キャラメルなどなるべく食べない方がよいです。おやつやジュース類は必ず時間を決め、だらだら食べ、飲みはやめましょう。（砂糖が歯に触れている時間が長いほど、虫歯になりやすくなるためです）



3歳

親子教室

内容：親子のふれあい遊び、工作など
対象：次年度幼稚園に入園するお子さんと保護者
場所：いきいきふれあいセンター
*対象の方は個別に保健福祉課より通知します。遊びを通して親子で楽しい時間を過ごしましょう。



離乳食について Q&A



Q：離乳食はいつ頃から始めたらよいですか？
A：生後5、6ヶ月頃になったら離乳を開始しましょう。大人の食べている様子をじっと見るようになり、食べたそうによだれを流したり、興味をしめしてきます。離乳の前に果汁を与える必要はありません。ゆっくりと、焦らずすすめましょう。

Q：離乳食はどんなことに気をつけたらいいの？
A：うす味にしましょう。だし汁で味つけ、風味づけをして、素材の味を大切にしましょう。乳幼児期の味覚や好みは、その後の食習慣に影響を与えます。この機会に家族の食事も見直してみましょう。



1歳6ヶ月児健康診査（集団健診）

内容：身体計測、問診、内科診察、育児相談、栄養相談、心理士による相談、ブックスタート
場所：いきいきふれあいセンター
持ち物：母子健康手帳、問診票、生活記録表、子育てアンケート
*対象の方は、個別に通知します。
*子育て・予防接種等の相談ができます。



2歳児健康診査（集団健診）

内容：身体計測、問診、内科診察、育児相談、栄養相談、心理士による相談、ブックスタート
場所：いきいきふれあいセンター
持ち物：母子健康手帳、問診票、生活記録表、子育てアンケート
*対象の方は、個別に通知します。
*子育て・予防接種等の相談ができます。



3歳児健康診査（集団健診）

内容：身体計測、問診、内科診察、育児相談、栄養相談、心理士による相談、ブックスタート
場所：いきいきふれあいセンター
持ち物：母子健康手帳、問診票、生活記録表、検尿子育てアンケート、目と耳のアンケート
*対象の方は、個別に通知します。
*子育て・予防接種等の相談ができます。



② 手当・医療費の助成

①赤ちゃんが生まれたら



児童手当

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特別給付として月額一律5,000円を支給します。（以下、児童手当と特別給付をあわせて「児童手当等」といいます。所得制限については下記をご覧ください。）

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

（注）

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

4. 手続き方法

認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、保健福祉課に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請は早めをお願いします。

【認定請求に必要な添付書類】

※請求者が被用者（会社員など）の場合→健康保険被保険者証の写しなど

※1月1日に西栗倉村に住居登録のなかった方

→前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書

この他にも請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて提出していただく書類があります。

申請は、出生や転入から15日以内に！

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. 初めてお子さんが生まれたとき

→出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内に、保健福祉課で申請が必要です！

2. 第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき

→手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内に保健福祉課で申請が必要です！

3. 他の市区町村に住所が変わったとき

→転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

4. 公務員になったとき、公務員でなくなったとき

→保健福祉課と勤務先に届出・申請をしてください！公務員は、勤務先から支給されます。公務員になったときや公務員でなくなったときは、その翌日から15日以内に申請が必要です。

問い合わせ先：保健福祉課 Tel.279-7100

出産育児一時金



出産費用の負担を軽減するために支給されます。

***支給額** 42万円

***支給方法**

原則として加入している医療保険から出産育児一時金が病院などに直接支払われますので、42万円以内であれば出産費用を事前に用意する必要はありません。

***問い合わせ**

【ご加入の医療保険窓口】

- ・国保加入の方…保健福祉課 TEL279-7100
- ・社会保険、国保組合、健康保険組合加入の方…各事業所

小児医療

出生から中学卒業までの医療費が無料です!!

子どもが病気やけがで医療機関にかかった場合（入院・通院・調剤）に医療費の自己負担分（保険診療分のみ）の全額を助成します。

【対象者】

次の要件を満たす0～15歳（中学校卒業まで）の乳幼児、児童生徒が対象となります。

- *西粟倉村の住民であること
- *健康保険に加入していること

【助成内容】

*保険診療の範囲内で自己負担する部分全額（食事療養を除く）です。

【資格申請に必要なもの】

- *印鑑
- *健康保険証
- *附加給付についての明細（健康保健組合・共済組合に加入され、扶養家族の受診に対し附加給付のある方のみ）



【助成の方法】

*岡山県内の医療機関で受診する場合は、健康保険証と小児医療費受給資格者証を窓口で提示してください。

保険診療内の自己負担部分を支払わなくて済みます。

*岡山県外の医療機関を受診された場合など、受給資格者証が使えない医療機関で受診したときは、自己負担分を一度支払ってから、翌月以降に給付申請をしてください。

【給付申請に必要なもの】

- *印鑑
- *医療費給付申請書（様式第4号）
- *医療機関等の領収書
- *振込金融機関の通帳

【届出が必要な場合】

以下の場合には、保健福祉課に必ず届け出てください。

- *医療保険を変更したとき（就職・退職等）
- *住所・氏名を変更したとき
- *保護者等で変更があったとき
- *転出等で資格を失ったとき
- *第三者行為による傷病で受診したとき

問い合わせ先：保健福祉課 TEL279-7100

②妊娠中・出産後に村外から転入された方へ

下記手当等対象者が村外から転入した場合、申請していただく必要があります。



予防接種

- *申請に必要なもの
 - ・母子健康手帳
 - ・予防接種記録（母子手帳と別の場合のみ）

妊婦・乳児健康診査受診票

- *申請に必要なもの
 - ・母子健康手帳
 - ・前住所の健康診査受診票
- 転入前の使用していた分と合わせての回数をお渡しします。

児童手当

- *申請に必要なもの
 - ・健康保険被保険者証の写し
 - ・前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書
 - ・請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの

小児医療

- *申請に必要なもの
 - ・子どもの健康保険証
 - ・印鑑

問い合わせ先：保健福祉課 TEL279-7100

③子どもに病気があったら・未熟児だったら

自立支援医療（育成医療）

体に障がいや病気があり、放置すると将来にわたって障がいを残す可能性があるとして認められ、かつ手術等により改善が見込まれる18歳未満の子どもが、指定医療機関で治療を受ける場合、村県民税の課税額等に応じ医療費の一部が公費負担されます。

【対象】

肢体不自由、視覚障がい（斜視、眼瞼下垂、白内障など）、聴覚、平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい（口唇裂、口蓋裂など）内臓障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障がいを除く内部障がいについては、先天性のものに限る）ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいをする子ども。

養育医療

身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関で入院治療を受ける場合は医療費の一部が公費負担されます。

【対象】

出生体重が2,000g以下、生活力が特に弱く、次の症状がある場合（体温が34℃以下、強度のチアノーゼが持続する、チアノーゼ発作を繰り返す、生後48時間以上排便がない、生後48時間以上黄疸が持続など）

問い合わせ先：保健福祉課 TEL279-7100

小児慢性特定疾患の医療

特定の疾病に罹患した18歳未満の子どもが委託医療機関で医療を受ける場合、所得税の課税額に応じて医療費が公費負担されます。

【対象疾患】

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患など。

問い合わせ先：美作保健所勝英支所
TEL0868-73-4055

自立支援医療（精神通院）

指定された医療機関での精神疾患の治療のための医療費が助成されます。原則医療費の1割負担までとなります。

【対象疾患】

てんかん、お母さんの産後うつ病、躁うつ病、統合失調症、薬物障がい、アスペルガー症候群など。

【申請に必要なもの】

- ・診断書（所定の用紙が保健福祉課にあります）
- ・印鑑
- ・健康保険証

問い合わせ先：保健福祉課 TEL279-7100

④不妊治療を受けるとき

不妊治療費助成事業

不妊治療にかかる治療費の一部を補助し、経済的な負担の軽減をはかっている事業です。

【対象者】

- ・戸籍法の規定によるご夫婦で、村内に1年以上住所を有し、居住している方
- ・村税等滞納がないこと
- ・医療保険に加入している方

【対象医療】

医療保険の対象外となる体外受精、または顕微受精

【助成内容】

- ・1回の治療費の2分の1以内の金額で、1回につき10万円まで
- ・1年度あたり2回まで、通算5年間助成します。

【申請方法】

- ・申請書に必要事項を記入し、住民票を添えて申請してください。申請書は村のホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先：保健福祉課 Tel.279-7100

岡山県不妊治療支援事業

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療を受けられた夫婦に助成金が支給される県の制度です。

【対象者】

- ・戸籍法の規定によるご夫婦で、かつご夫婦いずれか一方が申請日現在、県内に1年以上住所を有する方
- ・体外受精および顕微受精（特定不妊治療）以外の治療法では妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断されている方

【対象医療】

医療保険の対象外となる体外受精、または顕微受精

【助成内容】

- ・1回の治療につき15万円まで、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回を限度に通算5年間助成します。ただし、通算10回を超えない。
- ※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等治療により一部助成金額が違うものがあります。

【所得制限】

夫と妻の前年の所得の合計金額が730万円未満である方

【指定医療機関】

国の特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、医療機関が所在する都道府県、政令指定都市または中核市の長が指定した医療機関。

※岡山県が指定した県内の指定医療機関は、岡山県ホームページに掲載されています。

申請および問い合わせ先：美作保健所勝英支所 Tel.0868-73-4055

岡山県不妊専門相談センター「不妊、不育ところの相談室」

「不妊、不育ところの相談室」では、不妊症（妊娠しない）や不育症（妊娠しても育たない）ことにより子どもが得られない方々、将来の妊娠に不安を持つ思春期の男性、女性の悩みについての解決に向けて相談に応じます。

【センターに来られての相談】

来所は予約制ですので、電話かメールでご予約ください。

開所日（祝日、12/29～1/3を除く）

毎週月・水・金曜日 午後1時～午後5時まで 毎月 第1土曜日・第1日曜日 午前10時～午後1時まで

【メールでの相談】

メール funin@cc.okayama-u.ac.jp 毎日24時間受け付けています。

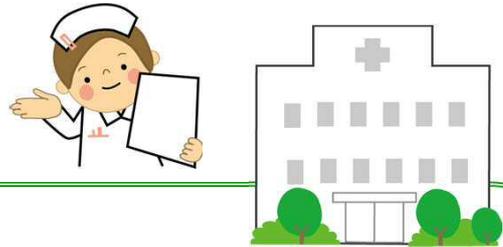
【電話での相談】

受付日（祝日、12/29～1/3は除く）

時間帯はセンター開所日と同じ。

問い合わせ先：岡山大学病院内 岡山県不妊不育専門相談センター Tel.086-235-6542
岡山市北区鹿田町2-5-1

③ 医療・救急



日頃から何でも相談できるかかりつけの医師を見つけておきましょう。

医療機関を探す（日中・夜間・休日）

岡山県
◆ホームページ
「おかやま医療情報ネット」
で検索。

鳥取県
◆ホームページ
「鳥取県医療機関・福祉施設等
情報公表サービス」で検索。

兵庫県
◆ホームページ
「兵庫県医療機関情報システム」
で検索。

医療機関の所在地、種類（病院・診療所、歯科、助産所）、疾患、治療などから探せます。



時間外電話相談

救急外来を受診したほうが よいか迷ったとき

小児救急医療電話相談事業 #8000

当番小児科医（休日等）又は看護師等（平日）が
電話でご相談に応じます。電話番号 #8000

- (1) 休日等
土曜、日曜、祝日及び年末年始
(12/29~1/3) の午後6時から午後11時
- (2) 平日
平日の月曜から金曜までの
午後7時から午後11時

こどもの救急ホームページ



◆ホームページ 「こどもの救急」で検索。

夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、症状から判断の目安を提供しています。

対象・・・生後1カ月～6歳までのお子さん



異物を飲み込んだとき

(財) 日本中毒情報センター 110番
365日対応 情報提供料：無料 通話料：相談者負担
★大阪 072-727-2499 (24時間対応)
★つくば 029-852-9999 (9時~21時対応)
★タバコ専用電話 072-726-9922 (24時間対応)

家庭でできる応急手当

- ◆身近な小児救急疾患の対応パンフレット（岡山県 作成）
「身近な小児救急疾患の対応」で検索。
→パンフレットをダウンロード
- ◆ホームページ「子ども事故防止サイト」で検索。
→家庭でできる応急手当の仕方を掲載。
- ◆「日本赤十字 とっさの手当・予防を学びたい」で検索。
→★「講習の内容」の中に「日常のとっさの手当」を掲載。

④ 医療機関一覧表

内容に変更がある場合がありますので、詳しくは直接、医療機関にお問い合わせください。



岡山県 西粟倉村

*岡山県「おかやま医療情報ネット」より

医療機関名	住所・連絡先	診療科目	受付時間	診察日							
				月	火	水	木	金	土	日	
西粟倉村国民健康保険診療所	英田郡西粟倉村大字影石90番地1 電話 0868-79-2220	小児科	13:30~16:00			第2,4					
		内科	8:30~11:00 13:30~16:00	午前のみ	○	午前のみ	第1,3,4 午前のみ	午前のみ			
		脳神経内科	13:30~16:00		第2,4						
		整形外科	9:00~12:00				第2				

岡山県 美作市

*岡山県「おかやま医療情報ネット」より

医療機関名	住所・連絡先	診療科目	受付時間	診察日							
				月	火	水	木	金	土	日	
小児科											
美作市立大原病院	美作市古町1771-9 電話:0868-78-3121	小児科 (内科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、放射線科もあり。曜日の確認が必要。)	13:00~16:00		○						
医療法人三水会 田尻病院	美作市明見550-1 電話:0868-72-0380	小児科 (内科、循環器科(循環器内科)、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科(循環器外科)、皮膚科もあり。曜日の確認が必要。)	7:00~12:00 13:00~15:00	○		○				○	
青山医院	美作市福本549 電話:0868-74-2005	小児科 (内科、消化器科(消化器内科)(胃腸内科)、循環器科(循環器内科)、リハビリテーション科もあり。曜日の確認が必要。)	9:00~12:00 16:00~18:00	○	○	午前のみ	○	○		午前のみ	
江川医院	美作市林野345 電話:0868-72-1136	小児科 (内科もあり。)	8:30~12:00 15:00~18:00	○	○	午前のみ	○	○		午前のみ	
木田医院	美作市中山1482-3 電話:0868-72-4373	小児科 (内科、消化器科(消化器内科)(胃腸内科)、形成外科、美容外科、腎臓内科もあり。曜日の確認が必要。)	8:30~12:30 15:00~18:00 (土14:00~16:00)	○	○	○	午前のみ	○	○		
社会医療法人 清風会 湯郷ファミリークリニック	美作市湯郷815 電話:0868-72-0531	小児科 (内科もあり。)	8:30~11:30 15:00~17:00	○	○	○	午前のみ	○		午前のみ	
原田内科医院	美作市豆田50-3 電話:0868-76-1230	小児科 (内科、消化器科(消化器内科)(胃腸内科)、リウマチ科もあり。曜日の確認が必要。)	9:00~12:30 15:00~18:00 (土9:00~14:00)	○	○	○	午前のみ	○		午前のみ	
小児歯科 歯科											
八尾歯科医院	美作市古町1354-1 電話:0868-78-3050	歯科	9:00~12:20 14:30~18:00	○	○	○	○	○		午前のみ	

チハラ歯科医院	美作市下庄町776-2番地 電話:0868-78-4300	歯科	8:40~11:30 13:40~18:00	○	○	○		○	○
赤堀歯科	美作市江見458 電話:0868-75-0075	歯科	8:00~12:00 14:30~18:00	○	○	○	○	○	午前のみ
井口歯科医院	美作市入田30イグチビル2F 電話:0868-72-4001	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	9:00~13:00 15:00~19:00	○	○	○		午前のみ	午前のみ
貞森歯科クリニック	美作市北山90-1 電話:0868-72-8377	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	8:45~12:00 14:30~18:00 (土14:30~17:30)	○	○	○		○	○
駿河歯科医院	美作市湯郷176-2 電話:0868-72-0118	歯科、矯正歯科、小児歯科	9:00~13:00 14:30~18:30	○	○	○	○	○	○
鳥越歯科医院	美作市湯郷909-1 電話:0868-72-0300	歯科、小児歯科	8:30~11:30 13:30~18:00 (土13:30~16:30)	○	○	○		午前のみ	○
皮膚科									
医療法人 菊池クリニック	美作市入田225-1 電話:0868-72-5858	アレルギー科、皮膚科	9:00~12:30 15:00~18:00 (土14:00~15:30)	○	○		○	○	○
医療法人三水会 田尻病院	美作市明見550-1 電話:0868-72-0380	皮膚科	7:00~12:00					午前のみ	午前のみ
耳鼻咽喉科									
医療法人 河田医院	美作市栄町75-1 電話:0868-72-0510	耳鼻咽喉科	8:00~12:30 13:00~18:00	午前のみ	午後のみ	午後のみ			○
産婦人科									
山田医院	美作市栄町10-14 電話:0868-72-0222	産婦人科 (内科もあり。)	9:00~12:30 14:00~18:00	○	○	○		午前のみ	午前のみ

岡山県 勝央町

*岡山県「おかやま医療情報ネット」より

医療機関名	住所・連絡先	診療科目	受付時間	診察日・休日						
				月	火	水	木	金	土	日
小児科										
医療法人 小坂田医院	勝田郡勝央町勝間田178 電話:0868-38-2043	小児科 (内科、呼吸器科(呼吸器内科)、消化器科(消化器内科)(胃腸内科)、循環器科(循環器内科)もあり。)	9:00~12:00 16:00~18:00	○	午前のみ	○	○	○	午前のみ	
太平台医院	勝田郡勝央町平1242 電話:0868-38-5775	小児科 (内科もあり。)	9:00~12:00 13:00~18:00	○	○	○	○	○	午前のみ	
内科小児科大村医院	勝田郡勝央町勝間田220-2 電話:0868-38-2058	小児科(内科、消化器科(消化器内科)(胃腸内科)もあり。)	8:30~12:00 16:00~19:00	○	○	○	○	○	午前のみ	
小児歯科 歯科										
小坂田歯科医院	勝田郡勝央町勝間田178 電話:0868-38-7200	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	9:00~13:00 14:30~18:30	○	○	○		○	○	
福山歯科医院	勝田郡勝央町勝間田35-3 電話:086-838-3123	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	8:30~12:30 13:00~18:30	○	○	○		○	○	
飯田歯科医院	勝田郡勝央町勝間田830番地の1 電話:086-838-3003	歯科	10:00~13:00 15:00~19:30	○	○	○		○	○	
ミムラ歯科	勝田郡勝央町岡37-11 電話:0868-38-2001	歯科	9:30~12:30 14:00~18:30	○	○	○		午前のみ	午前のみ	
皮膚科										

医療法人さとう記念病院	勝田郡勝央町黒土45 電話:0868-38-6688	皮膚科、耳鼻咽喉科 内科、呼吸器科(呼吸器内科)、消化器科(消化器内科)(胃腸内科)、循環器科(循環器内科)、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科(循環器外科)、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、腎臓内科、糖尿病内科(代謝内科)、血液内科、消化器外科(胃腸外科)もあり。曜日等の確認が必要。)	診察時間 皮膚科 15:30～17:30 耳鼻咽喉科 9:00～12:00 15:00～17:00	耳鼻科 ○					耳鼻科 ○	皮膚科 午後のみ
-------------	-------------------------------	--	--	----------	--	--	--	--	----------	-------------

岡山県 奈義町

*岡山県「おかやま医療情報ネット」より

医療機関名	住所・連絡先	診療科目	受付時間	診察日・休日						
				月	火	水	木	金	土	日
小児科										
社会医療法人清風会 奈義ファミリークリニック	勝田郡奈義町豊沢292-1 電話:0868-36-3012	小児科 (内科もあり。)	8:30～12:00 15:30～17:30	○	○	○	午前のみ	○	午前のみ	
小児歯科 歯科										
豊福歯科医院	勝田郡奈義町滝本1426-1 電話:0868-36-6688	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	9:00～12:00 14:00～20:00	○	○	○	○	○	午前のみ	
小川歯科医院	勝田郡奈義町久常374-20 電話:0868-36-6480	歯科、矯正歯科、歯科口腔外科	9:00～12:30 15:00～19:00	○	○	○	○	○		

岡山県 津山市

産婦人科のみ

医療機関名	住所・連絡先	診療科目	受付時間	診察日・休日						
				月	火	水	木	金	土	日
医療法人 瑞生会 石井医院	津山市沼857-1 電話:0868-24-4333	産婦人科 (小児科もあり。時間の確認が必要。)	9:00～12:00 15:30～18:00 (土14:00～15:00)	○	○	○	午前のみ	○	○	
医療法人盛鳳会福田産婦人科	津山市田町105 電話:0868-23-1177	産婦人科	9:00～12:00 13:00～17:30	○	○	○	午前のみ	○	○	
財団法人 赤堀病院	津山市榑高下33 電話:0868-24-1212	産婦人科 (泌尿器科、放射線科、麻酔科もあり。)	8:30～12:00 13:00～18:00 (土13:00～16:00)	○	○	○	午前のみ	○	○	
津山中央病院	津山市川崎1756 電話:0868-21-8111	産婦人科、小児科 (内科、呼吸器科(呼吸器内科)、消化器科(消化器内科)(胃腸内科)、循環器科(循環器内科)、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科(循環器外科)、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科。曜日等の確認が必要。)	8:30～11:30 (土8:30～11:00) 第2・4土曜日休診 (産婦人科:土曜日予約のみ)	○	○	○	○	○	午前のみ	
光井産婦人科	津山市南新座18 電話:0868-22-7291	産婦人科	8:30～12:00 14:00～17:00	○	○	○	午前のみ	○	○	
森岡レディスクリニック	津山市東一宮62-17 電話:0868-27-7700	産婦人科	9:00～12:00 14:00～17:00	○	○	○	○	○	○	

鳥取県 智頭町

病院のみ掲載

*「鳥取県医療機関・福祉施設等情報公表サービス」より

医療機関名	住所・連絡先	診療科目	受付時間	診察日・休日						
				月	火	水	木	金	土	日
国民健康保険智頭病院	鳥取県八頭郡智頭町智頭1875番地 電話0858-75-3211	小児科	8:15～11:30 13:30～16:00 午後は電話で 要確認	○	○	○	○	○		
		耳鼻咽喉科	8:15～11:30		○					
		皮膚科	8:15～11:00				○			

鳥取県 鳥取市

小児科ある病院のみ掲載

*「鳥取県医療機関・福祉施設等情報公表サービス」より

医療機関名	住所・連絡先	診療科目	受付時間	診察日・休日						
				月	火	水	木	金	土	日
独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	鳥取県鳥取市三津876 0857-59-1111	小児科(神経小児科) *紹介状ない時、別負担を要する場合あり。	8:30～11:30	○	○	○	○	○		
鳥取県立中央病院	鳥取県鳥取市江津730 0857-26-2271	小児科(小児外科あり。曜日を要確認。) *紹介状ない時、別負担を要する。	8:00～11:00	○	○		○	○		
鳥取市立病院	鳥取県鳥取市の場1丁目1番地 0857-37-1522	小児科 (午後は予約制で、小児内分泌外来、思春期外来、小児循環器外来あり。曜日は要確認。)	8:30～11:00	○	○	○	○	○		
鳥取赤十字病院	鳥取県鳥取市尚徳町117番地 0857-24-8111	小児科	8:15～11:30	○	○	○	○	○		
せいきょう子どもクリニック (鳥取生協病院の外来部門)	鳥取県鳥取市末広温泉町566番地 0857-27-2211	小児科(小児神経科、アトピー・湿疹外来あり。日程を要確認。) *携帯電話・パソコンから順番取り可能。	9:00～12:00 15:00～18:30	○	○	○	午前のみ	○	午前のみ	

兵庫県 佐用町

小児科のみ掲載

*「兵庫県医療機関情報システム」より

医療機関名	住所・連絡先	診療科目	受付時間	診察日・休日						
				月	火	水	木	金	土	日
医療法人社団一葉会佐用共立病院	兵庫県佐用郡佐用町佐用1111番地 電話 0790-82-2321	小児科	8:15～11:30 12:00～16:30	○	午前のみ	午前のみ		○	午前のみ	
岡本医院	兵庫県佐用郡佐用町家内42 電話 0790-88-0605	小児科	08:30～12:00 16:00～18:00	○	○	午前のみ	○	○		
岡尾医院	兵庫県佐用郡佐用町米田52-3 電話 0790-78-0034	小児科	09:00～12:00 16:00～18:00	○	○	○		○	○	
織田医院	兵庫県佐用郡佐用町三日月280-1 電話 0790-79-2206	小児科	09:00～12:00 16:00～19:00	○	○	○	午前のみ	○	午前のみ	
西新宿出張診療所	兵庫県佐用郡佐用町西新宿惣田25-3 電話 0790-88-0711	小児科	13:30～13:50					○		

内容に変更がある場合がありますので、詳しくは直接、医療機関にお問い合わせください。



⑤ 親子で一緒に出かけよう

① つどいの広場 **Bambi** Tel.279-2566



赤ちゃんとお出かけしたい、ママ友だちが欲しい、子育て情報が欲しい、育児相談がしたい、育児講座に参加したいなど「つどいの広場Bambi」では、子どもたちの遊び場の提供のほか様々な企画を用意しています。気軽に遊びに行ってみませんか？

- *利用対象者 乳幼児とその保護者、妊婦さん
- *開所日・時間 火曜日～金曜日 10:00～12:00
- *開所場所 子ども館 2階 (役場となり)
- *利用料 無料
- *事業内容
 - ・親子のふれあい遊びの場の提供
 - ・子育て情報の提供
 - ・子育てに関する講座の開催
 - ・子育ての悩みに関する相談 など



『Bambi通信』発行

毎月、未就園児のいる各家庭に配布しています。詳しくは毎月の通信で確認してください。

すくすく子育て相談

毎月1回第1金曜日午前10時から、保健師による身体測定をすることができたり、子育てに関する悩みなど相談をすることができます。

親子ふれあい遊び

毎月1回保育士さんによる親子で一緒にできる手遊びやリズム遊びをします。また、季節の歌をうたったり、楽しい絵本の読み聞かせもあります。



子ども用品の無料レンタル・リサイクル

リサイクルコーナーでは、地域の方から提供いただいた子ども服や子ども用品があり、無料で持ち帰ることができます。また、きれいだけど着れなくなった服などをぜひお持ちください。また、使用期間が短いベビーバスやベビーベッド、ベビーカーなど子ども用品などは無料でレンタルすることができます。



② 幼稚園 『園開放日』

西粟倉幼稚園で毎月1回、幼稚園児と一緒に遊んだり、季節の行事などする園開放デーがあります。幼稚園生活が体験できるいい機会です。ぜひ、ご参加ください。

開催日や内容については、Bambi通信でお知らせしています。



たとえば・・・

- *運動会ごっこをしよう
- *トイレできるかな？
- *クリスマス会 などなど

どんなことするの？

*問い合わせ先
西粟倉幼稚園

279-2202

③あわくらこども図書館



蔵書数約42,000冊のうち児童書が約28,000冊という図書館です。こども図書館を中心に、幼稚園、小学校、中学校などともオンラインシステムで一括管理しているので、多様な本に出会うことができます。児童書だけでなくベストセラー本など、新刊本も充実しています。

- *開館時間 10:00~17:00
- *休館日
 - ・祝祭日
 - ・蔵書点検日(年に1回2日程度)
 - ・年末年始(12月30日~1月3日)



『利用者カード』発行
お持ちでない方は、図書館窓口
でつくることができます。



村ホームページ下のバナーから図書館の利用案内や新刊案内が見ることができます。情報は随時更新しています。

図書館イベントの実施

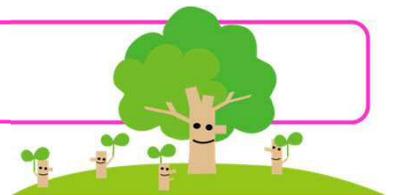
読み聞かせ『ピッピ』の会の皆さんによる楽しいおはなし会や夏休みわくわく読書カードの配布など、イベントも企画しています。詳しくは、文字方法や広報等をご覧ください。

インターネットから県立図書館の貸出ができます！
自宅からインターネットで岡山県立図書館の資料を予約し、こども図書館窓口で貸出・返却ができる岡山県立図書館のサービスがあります。
また、こども図書館窓口でも予約することができます。詳しくは、岡山県立図書館のホームページをご覧ください。

- *場所 西栗倉村影石33番地
- *問い合わせ先 279-2116

④母子クラブ『若杉会』

幼稚園入園前のお子さんと保護者による自主運営のこども会です。お誕生会や季節のイベント、クッキングなど楽しいイベントがいっぱいです。ぜひご参加ください。



- *入会・問い合わせ先
保健福祉課 279-7100

⑤よりみち

村民どなたでも利用できます。また、毎月1回よりみちイベントもやっていますので、ぜひご利用ください。



- *営業時間 9:00~16:00(月・火・木・金)
- *コーヒー、紅茶、ココアなど1杯100~150円(お菓子付き)
遊具もあります。

- *問い合わせ先
よりみち 275-3069

⑥ 託児所・幼稚園を利用する



① 託児所（ぽんぽこ園）への入所

託児所（ぽんぽこ園）に入所できるのは、生後3か月から幼稚園入園前の乳幼児で、父母が就労等で保育できない場合です。

◆申し込み：教育委員会へ申し込みください。

すでに定員に達している場合など、受け入れができないこともあります。

なお、4月入所の申し込み等については、広報紙12月号及び文字放送をご覧ください。

◆保育料：基本保育料 月額8,000円（多子減免、低所得者減免制度があります）

※おやつ代1日100円及び雑費必要

◆保育時間：月曜日から金曜日 午前7時～午後7時

基準時間 8:00～17:30

延長保育 ① 7:00～8:00 ② 17:30～19:00

◆一時保育：1日1人程度受け入れ（1時間：100円）※事前予約必要

※託児所は給食がないので、

*問い合わせ先

昼食はお弁当を用意してください。

ぽんぽこ園 279-2566

② 西栗倉幼稚園への入所



西栗倉幼稚園は3年保育を行っており、預かり保育も実施しています。

◆申し込み：西栗倉幼稚園へ直接申し込みしてください。

◆授業料：基本授業料 月額2,500円（多子減免、低所得者減免制度があります）

預かり保育料 14:00～17:30 1回200円

夕方延長保育料 17:30～19:00 1回100円

※延長保育料月額上限 2,500円

◆保育時間：月曜日から金曜日 午前7時～午後7時

基準時間 9:00～13:30

延長保育 ① 7:00～9:00 早朝預かり無料

② 13:30～17:30 ③ 17:30～19:00

*問い合わせ先

西栗倉幼稚園 279-2202



「幼稚園長期休業中の預かり保育」

幼稚園の長期休業中（春・夏・冬休み期間中）の預かり保育も実施しています。保護者の就労等により家庭保育に欠ける園児について預かり保育を行います。

◆保育時間：午前7時～午後7時まで

（土、日、祝祭日、お盆、年末年始を除く）

◆保育料：1日400円（午後5:30まで）

延長1回100円（午後7時まで）

◆おやつ代：1日100円（午前・午後用意します）

※預かり期間中はお弁当を持参ください。



土曜日保育について

保護者の方の就労のための、土曜日預かりも行っています。

◆保育場所：子ども館（ぽんぽこ園）

◆対象者：ぽんぽこ園の園児、幼稚園児、学童保育の利用者

◆保育料：1時間100円 おやつ代1日100円 その他雑費は必要です。

※土曜日保育を利用の方は、事前に利用申し込みをしてください。

利用人数に限りがありますので、

*問い合わせ先

利用される時は早めにご連絡ください。

ぽんぽこ園 279-2566

⑦ 放課後児童クラブを利用する



①放課後児童クラブ（げんきっこクラブ）への入所

放課後児童クラブ（げんきっこクラブ）には、保護者の就労等により留守家庭となる子どもさんをお預かりします。

◆対象者：小学校1年生～6年生

◆申し込み：教育委員会へ申し込みください。

すでに定員に達している場合など、受け入れができないこともあります。

なお、4月入所の申し込み等については、広報紙12月号及び文字放送をご覧ください。

◆保育料：基本保育料 無料

延長保育料 1回100円

※おやつ代1日100円及び雑費必要

◆保育時間：月曜日から金曜日 下校時～午後7時

基準時間 下校後～17:30

延長保育 ① 17:30～19:00

※急な用事等で預かりが必要な場合は、一時預かりを行っています。利用人数が多い場合は受け入れできない場合がありますので、早めに連絡をお願いします。



*問い合わせ先

あわくら会館（開所中）

279-2116

子ども館（午前中） 279-2566



「学校長期休業中の預かりについて」

学校の長期休業中（春・夏・冬休み期間中）の預かり保育も実施しています。保護者の就労等により留守家庭のお子さんについて預かり保育を行いますので、事前の申し込みが必要です。

◆保育時間：午前7時～午後7時まで

（土、日、祝祭日、お盆、年末年始を除く）

◆保育料：1日200円（午後5:30まで）

延長1回100円（午後7時まで）

◆おやつ代：1日100円（午後用意します）

⑧ 児童が参加できる団体

①スポーツ少年団への加入

西粟倉村スポーツ少年団では3つのスポーツ少年団に加入することができます。

◆対象者：小学生1年生～6年生、中学生

ソフトボール部

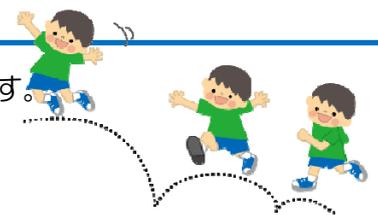
バレーボール部

スキー部（冬季のみ）

*問い合わせ先

西粟倉村教育委員会

279-2216



②あわくら探検クラブ

「西粟倉のすべてで遊ぼう！西粟倉のすべてから学ぼう!!」をテーマに「遊び」を通し、子どもたちに考える力、応用力、自発力、創造力が自然に身につくことを一番のねらいとして、夏はキャンプ、秋はきのこ狩り、冬は雪山遊びなど毎月1回程度、小学生・中学生が様々な活動を行っています。

*問い合わせ先

西粟倉村教育委員会

279-2216



⑨ 小学校・中学校へ就学



① 小・中学校への入学

小・中学校入学までの流れ

① 就学時健康診断
(小学校就学時のみ)
10月～11月

10月頃に教育委員会から受診日時等のお知らせが送付されます。

問い合わせ先：
西粟倉村教育委員会
279-2216

② 入学説明会
1月～2月

各学校で入学説明会が開催されます。
日時等については、各校より案内があります。

問い合わせ先：
各小・中学校

③ 入学通知書
1月～2月

入学期日と入学する学校が指定されたハガキが送付されます。

問い合わせ先：
西粟倉村教育委員会

④ 入学式
4月

各学校で入学式が行われます。日程等については、各学校から案内があります。

問い合わせ先：
各小・中学校



小・中学校の転退入学

● 転退学する場合

転退学する場合は、事前に通学している学校にその旨をお申し出ください。「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」、「転入学通知書」が学校から発行されます。

● 転入学する場合

転入学する場合は、前の学校から渡された「在学証明書」を持参の上、役場で転入の手続きをしてください。その後、前の学校から渡された書類をもって、転入学先の学校に行ってください。

② 就学援助制度

小学校・中学校に通学するお子さんたちが楽しく学習できるよう、経済的にお困りの方に学用品や給食費など、就学に要する費用の一部を援助します。

○ 問い合わせ先 各小・中学校
西粟倉村教育委員会 279-2216

⑩ 高校等の就学助成について

高等学校等就学支援金

西粟倉村の子育て支援の一貫として、平成25年度より高等学校等への就学に要する学費及び通学費等を助成する「**西粟倉村高等学校等就学支援金**」を支給します。

1. 支給対象

高等学校等に就学する生徒を養育する方で、西粟倉村に住所を有し、生活の拠点として在住する方。

★高等学校等…高等学校、高等専門学校及び特別支援学校の高等部をいいます。

※支給を受けようとする方又は世帯員に村税等の未納がある場合は、支給できません。

2. 就学支援金の額及び期間

生徒一人あたり年額24万円（月額2万円）を3年間を限度とし支給します。

3. 申請手続き及び支給時期

年2回、西粟倉村高等学校等就学支援金支給申請書（様式第1号）に在学証明書を添付して前期分を9月末日までに、後期分を3月末日までに提出してください。

支給時期は、前期分を10月末日、後期分を翌年4月末日までに支給します。

対象者には、教育委員会より通知します。

問い合わせ先：教育委員会 279-2216

西粟倉村高等学校等就学支援金支給申請書 （様式第1号）

西粟倉村高等学校等就学支援金支給申請書	
西粟倉村長	在 平成 年 月 日
申請者 氏 名	_____ 印
氏 名	_____ 印
（就学ごとの届出）	
西粟倉村高等学校等就学支援金支給委員会事務局（〒719-0001 西粟倉村）より、就学支援金の支給を受けることができます。	
1. 就学支援金申請額（前期分・後期分）	_____ 円
2. 申請・振替	_____ をしてください。
2. 就学費	_____ 円
氏 名	_____
年 月 日	平成 年 月 日
3. 就学高等学校等の	_____
4. 振込先情報	
金融機関名	_____
預金種別	_____
口座番号	_____
フリガナ	_____
印 年 月 日	_____
※申請記入の記入に際して、 西粟倉村事務局の窓口で届出を提出してください。	



11 障がいのある子どものために

心や身体にハンディを持っている子どもの支援や給付を行う制度があります。少しでもお子さんも成長に不安を感じたら家族だけで悩まないで相談してみましょう。

①障害者手帳等の交付

問い合わせ先：保健福祉課 TEL 279-7100

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が各種サービスを受けやすくなるように交付される手帳です。

○対象

手足、目や耳、言語、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸・免疫の機能等に永続する障がいのある方

○申請に必要なもの

・診断書（所定の用紙が保健福祉課にあります）・上半身の写真（縦4cm×横3cm）・印鑑

○申請の流れ

保健福祉課にて申請

↓ 岡山県にて書類判定（約1ヶ月）

保健福祉課にて手帳の交付

療育手帳

知的障がいのある方が各種サービスを受けやすくなるように交付される手帳です。

○対象

児童相談所において知的障がいと判定された方

○申請に必要なもの

・上半身の写真（縦4cm×横3cm）・印鑑

○申請の流れ

保健福祉課にて申請→津山児童相談所にて面接、判定→保健福祉課にて手帳の交付



精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のある方が、各種サービスを受けやすくなるように交付される手帳です。

○対象

精神疾患（てんかんを含む）のある方、発達障がい（アスペルガー症候群、AD/HD等）があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に制限のある方

○申請に必要なもの

・診断書（所定の用紙が保健福祉課にあります）・上半身の写真（縦4cm×3cm）・印鑑・健康保険証

○申請の流れ

保健福祉課にて申請

↓ 岡山県にて書類判定（約2ヶ月）

保健福祉課にて手帳の交付

②手当・その他の給付

問い合わせ先：保健福祉課 TEL 279-7100

障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

○支給月額 14,280円

(H25.10月から14,180円)

○支払時期 原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までの3ヶ月分がまとめて支給されます。

※受給者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。

○申請に必要なもの

- ・申請書（所定の用紙は保健福祉課にあります）
- ・診断書（所定の用紙は保健福祉課にあります）
- ・戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票（本籍・筆頭者・続柄記載）
- ・印鑑
- ・請求者名義の預金通帳

※この他、請求の要件、個別の事情により別途提出していただく書類がありますので、詳しくは保健福祉課にてご確認ください。

特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障がい有する児童等を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

○支給月額 1級50,400円

2級33,570円

(H25.10月から1級50,050円、2級33,330円)

○支払時期 原則として毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までの4ヶ月分がまとめて支給されます。

※受給者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。

○申請に必要なもの

- ・申請書（所定の用紙は保健福祉課にあります）
- ・診断書（所定の用紙は保健福祉課にあります）
- ・戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票（本籍・筆頭者・続柄記載）
- ・印鑑
- ・請求者名義の預金通帳

※この他、請求の要件、個別の事情により別途提出していただく書類がありますので、詳しくは保健福祉課にてご確認ください。

心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に年金が支給されます。



③医療費の助成

問い合わせ先：保健福祉課 TEL 279-7100

心身障害者医療費

心身に障がいのある方が安心して治療が受けられるよう医療費の負担を軽減するため、医療機関などで健康保険を使って治療を受けたときにかかる自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

○対象者

- ・身体障害者手帳（1級又は2級）をお持ちの方
- ・身体障害者手帳（3級）をお持ちの中度の知的障害者（療育手帳B）の方
- ・重度の知的障害者の方（療育手帳A）

※いずれも65歳以上で新規に上記の障害等級になられた方、生活保護を受けている方は対象外です。

○助成内容

- ・通院にかかる医療費の1割相当額（世帯の所得状況により月額1,000～44,400円）を超える金額を助成
- ・入院にかかる医療費の1割相当額（世帯の所得状況により月額6,000～80,100円）を超える金額を助成

※いずれも食事療養分を除く

○資格申請に必要なもの

- ・印鑑 ・障害者手帳又は療育手帳 ・世帯員（対象者と同一の医療保険に加入している方）全員の保険証
- ・市町村民税・県民税課税証明書（1月1日時点で西粟倉村に住民票がない場合のみ）

○助成の方法

・医療機関の窓口で受給資格者証を保険証と同時に掲示することにより、支払金額が負担限度額までとなります。同一月内に複数の医療機関を受診され、支払金額が負担限度額を超えた場合は、超過分は申請により給付します。（給付申請書は2～3ヶ月後に送付します）

・岡山県外の医療機関を受診された際など、受給資格証が使えない場合は、窓口で医療保険上の負担金額を支払っていただき、差額については申請により給付します。

○給付申請に必要なもの

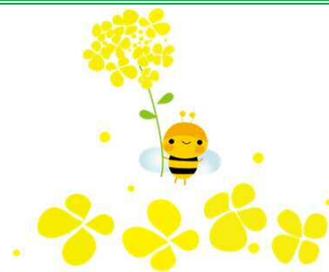
- ・印鑑 ・給付申請書（所定の用紙は保健福祉課にあります）
- ・医療機関等の領収書 ・振込金融機関の通帳

※留意点

- ・受給資格証は、岡山県内の医療機関でのみ使用できます。
- ・受給資格証の有効期間は、申請月翌月の1日から翌年6月30日までです（1年更新）
- ・自立支援医療や特定疾患医療など他の公費負担制度が適用される場合は、それらの公費負担制度が優先適用されます。

自立支援医療（精神通院）

（詳細P8）



④障がい者福祉制度

問い合わせ先：保健福祉課 Tel.279-7100

障害福祉サービス・地域生活支援事業

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある方が利用できる福祉サービスです。

原則1割の利用料負担があります。

（世帯の所得に応じて軽減あり）

補装具費・日常生活用具費の支給

身体上の障がいを補うための補装具の購入・修理費用や障がい者の日常生活を助ける用具の購入費用を支給します。原則1割の自己負担があります（世帯の所得に応じて軽減あり）。

○申請

購入・修理前の申請が必要です。種目により必要書類が変わりますので、事前に保健福祉課までご連絡ください。

○種目

- （補装具）義肢、装具、車いす、座位保持装置、補聴器等
- （日常生活用具）紙おむつ、ストマ用装具、ヘッドギア、特殊ベッド、特殊マット、入浴補助用具、電気式たん吸引器、聴覚障害者用屋内信号装置

「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証制度

「ほっとパーキングおかやま」 駐車場は、車の乗り降りのためにドアを全開にしなければならない方、歩行困難などによりできるだけ建物に近い位置に駐車する必要がある方の駐車スペースです。

○対象者

岡山県が発行する専用の利用証を持っている方が利用できます。利用証をもらえるのは、次に該当する方のうち歩行が困難な方です。

- ・身体障がいのある方
- ・知的障がいのある方
- ・精神障がいのある方
- ・高齢、難病の方
- ・けが人、妊産婦（妊娠7カ月から産後1年まで（お子さんが満1歳になるまで））

○申請に必要なもの

- ・交付申請書（所定の用紙は保健福祉課又は岡山県障害福祉課ホームページからダウンロードしてください）
- ・確認書類（母子健康手帳・障害者手帳等）

※利用証の全国相互利用について（平成24年4月1日開始）

これまで、同様の制度を導入している中・四国地方各県との間で利用証の相互利用を実施してきましたが、平成24年4月1日から全国での相互利用へと拡大しました。

これにより、全国で制度を実施している自治体それぞれで交付された利用証は、当該自治体におけるすべての協力施設で利用できるようになりました。

利用できる施設については、各府県のホームページ等でご確認ください。



▼障がい、高齢、難病の方 ▼妊産婦、けが人など（有効期限あり）



▲案内標示がある協力施設の車いすマーク駐車場などで利用できます。

その他の福祉制度

障がい等級に応じ、各種サービスや割引等があります。

○交通運賃等の割引

JR、私鉄、バス、フェリー、航空旅客運賃、有料道路、NHK放送受信料など

○税金の減免

住民税、所得税、（軽）自動車税等の減免

○手話通訳者派遣

問い合わせ先
保健福祉課 TEL 279-7100



⑤相談 無料です

障がい者相談

障がいのある方が必要なサービスを受けられることができるように、専門機関からの電話、家庭訪問等による相談や、関係機関との連絡調整、申請等の支援を行ないます。

○問い合わせ先
保健福祉課 279-7100

療育相談

お子さんの成長・発達・しつけなどの心配ごとなどお気軽にご相談ください。専門家（心理士）が対応しています。

○問い合わせ先
保健福祉課 279-7100

障がい者（児）の福祉制度についてより詳しく知りたい方は、ガイドブックを保健福祉課にて配付しています。



⑫ ひとり親家庭のために



① 手当

児童扶養手当

父または母がいないか、あるいは父または母に重度の障がいがある場合、18歳以下（18歳到達の年度末日まで）の子どもまたは一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育している方に手当を支給します。

○支給月額

- ・全部支給 41,430円 (H25.10月から41,140円)
- ・一部支給 41,420～9,780円(10円刻みで設定) (H25.10月から41,130～9,710円)
- ・第2子加算 5,000円
- ・第3子以降加算 1人につき 3,000円

○支払時期

4月、8月、12月に年間3回支払い月の前月までの分が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

※所得制限があります。詳しくは保健福祉課へご連絡ください。

○認定請求に必要なもの

- ・認定請求書（所定の用紙は保健福祉課にあります） ・養育費に関する申告書
- ・戸籍謄本（離婚の記載と児童の名前の入っているもの。
母または父と児童生徒等の戸籍が別々の場合には、それぞれ1通ずつ必要）
- ・世帯全員の住民票（請求者の両親等親族と同居の場合で、住民票の世帯を分けている場合は、
両親等世帯を分けている方の世帯全員の住民票が必要）
- ・前住所地での課税証明書（請求する年に転入した場合のみ必要）
- ・印鑑
- ・請求者名義の預金通帳
- ・年金手帳

○問い合わせ先
保健福祉課 279-7100

② 助成など

ひとり親家庭等医療費公費負担制度

ひとり親家庭等の方が病気やけがで医療機関にかかった場合（入院・通院・調剤）医療費の自己負担額（保険診療分のみ）から一部負担金を控除した額を助成します。

○対象

- ・ひとり親家庭の親（※1）及び児童生徒等（※2）
- ・父母のない児童生徒等及びその児童生徒等を養育している配偶者のない方
（※1）配偶者と離別または死別している方の他、配偶者が生死不明、
または障害により労働能力を失っている方などを含みます。
（※2）18歳未満または高等学校、専門学校等に在学し、翌年3月31日までに18～20歳になる方

※ただし、申請者の世帯が以下の条件に該当する場合は対象となりません。

- ・前年に課税を課せられている世帯
- ・生活保護を受けられている世帯

○助成内容

・通院にかかる医療費の1割相当額（所得状況により月額1,000円または2,000円）を超える額を助成

・入院にかかる医療費の1割相当額（所得状況により月額6,000円または12,000円）を超える額を助成

※いずれも食事療養分を除く。

○資格申請に必要なもの

・印鑑 ・世帯員全員の保険証 ・高等学校、専門学校等に在学している生徒等は、学生証等在学が証明できるもの ・市町村民税・県民税課税証明書（1月1日時点で西粟倉村に住民票がない場合）

○助成の方法

・医療機関の窓口で受給資格証を保険証と同時に掲示することにより、支払金額が負担限度額までとなります。同一月に複数の医療機関を受診され、支払金額が負担限度額を超えた場合は、超過分は申請により給付します。（給付申請書は2～3ヶ月後に送付します）

・岡山県外の医療機関を受診された際などは、受給資格証が使えない場合は、窓口で医療保険上の負担金額を支払っていただき、差額については申請により給付します。

○給付申請に必要なもの

・印鑑 ・給付申請書（所定の用紙は保健福祉課にあります） ・医療機関等の領収書
・振込金融機関の通帳

※留意点

- ・受給資格証は、認定後送付します。
- ・受給資格証は、岡山県内の医療機関でのみ使用できます。
- ・学生証等を掲示されない児童生徒等及び保護者の受給資格は、児童生徒等の18歳の誕生日前日までが有効期限となります。
- ・就学前の児童については、小児医療費公費制度をご利用ください。

○問い合わせ先 保健福祉課 279-7100

就学援助

小中学校に通う子どもがいる生活保護受給者及び同程度に困窮している方に、学校でかかる費用（給食・学用品・修学旅行費等）の援助があります。

○問い合わせ先 西粟倉村教育委員会 279-2216

③貸付やその他の制度

問い合わせ先：保健福祉課 279-7100

母子寡婦福祉資金

経済的に自立し、安定した生活を送るために必要な資金（修学、就学支度、引っ越し、就職支度、医療介護ほか）を借りることができます。
※連帯保証人、貸付限度額や利子等については、資金の種類によって異なります。

○貸し付け要件があります。※収入状況により貸付けできない場合があります。

JR通勤定期乗車券割引制度

※購入前に保健福祉課への事前相談が必要です。

児童扶養手当の受給世帯の方がJRの通勤定期券を購入する場合に、定期代が3割引になる制度です。

④相談

ひとり親就業相談

ひとり親家庭の方の就職の相談、働くために必要な技能や知識を身につけるための相談、地域の企業の雇用情報提供などを行っています。

○相談時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）8:30～17:00

○問い合わせ先 保健福祉課 279-7100

13 各種相談窓口の紹介

祝日、年末年始等お休みの場合があります。

	相談内容・対象者	相談先	相談時間
① 子育て全般	0歳から就学前の子どもとその保護者の子育て支援 ・子育てサークルなどの情報提供 ・子育て仲間との交流の場の提供 ・子育てのための講座 ・育児不安に対する相談等	西粟倉村保健福祉課 Tel.279-7100 つどいの広場Bambi Tel.279-2566	月～金 8:30～17:00 火～金 9:00～12:00
	子育て不安、保健相談、栄養相談、予防接種などの相談	西粟倉村保健福祉課 Tel.279-7100	月～金 8:30～17:00
	子どもの成長・発達などの相談（専門家（心理士）による相談）	西粟倉村保健福祉課 Tel.279-7100	毎月第3木曜日 10:00～16:00
	子どもと子育てに関する悩みや問題などの電話相談	西粟倉村保健福祉課 Tel.279-7100	月～金 8:30～17:00
② 教育	就学、就園や学校での学習や行動、友人関係、進路など、教育全般についての相談	西粟倉村教育委員会 Tel.279-2216	月～金 8:30～17:00
	子どもほっとライン 子どもからのいろいろな悩みの相談 学校、友人、学習、家のことなどの相談	子どもほっとライン ※岡山県青少年総合相談センター内 Tel.086-235-8639	月～金 17:00～23:00 土・日・祝日 8:30～23:00
③ いじめ、不登校	スクールカウンセラーへの相談 児童生徒、保護者からの不登校、いじめ、友人関係、親子関係、学習関係等などの相談	中学校の相談担当	各学校ごと
	不登校児童生徒の教育相談 適応指導教室の指導員が不登校児童生徒の教育相談に応じ学校復帰の支援をします。	美作市適応指導教室 Tel.79-2900	月～金 8:30～17:00
	子どもの人権110番 いじめ・体罰など子どもの人権相談	子ども人権110番 Tel.0120-007-110	月～金 8:30～17:00
	ヤングテレホン・いじめ110番 子ども・保護者のいじめに関する相談	ヤングテレホン ・いじめ110番 Tel.086-231-3741	24時間
④ こころ	産後うつ病 子育てに無気力、不安、眠れない、憂うつ、子どもがかわいいと思えないなど。産後は、お母さんがうつ病になりやすい時期です。ひとりで悩まず、適切な相談、治療を受けてください。心療内科、精神科等への通院が必要な場合、医療費の助成制度があります。	西粟倉村保健福祉課 Tel.279-7100	月～金 8:30～17:00

各種相談窓口の紹介

	相談内容・対象者	相談先	相談時間
⑤ 母子（父子）	母子電話 母子家庭の方の生活全般にわたる各種の相談	西粟倉村保健福祉課 Tel279-7100	月～金 8：30～17：00
	岡山県ひとり親家庭支援センター ひとり親家庭等の様々な悩みを相談	岡山県ひとり親家庭支援センター 086-222-2933	月・水・金 9:00～16:30
	養育費電話相談 母子、父子、一般家庭の子どもの養育費に関する相談	養育費相談センター 0120-965-419 (携帯不可) 03-3980-4108	月～金 10:00～18:00 土曜日と祝日 10:00～18:00
	就業相談 母子家庭の方々の就業相談や職業紹介	西粟倉村保健福祉課 Tel279-7100	月～金 8：30～17：00
⑥ 虐待	児童虐待に関する相談 子育てがしんどくてつらい、子どもについつらくあたってしまふ、近所でいつも長時間激しい泣き声が出て心配、近所にほったらかしにされている子どもがいて心配	西粟倉村保健福祉課 Tel279-7100	月～金 8：30～17：00
		津山児童相談所 Tel0868-23-5131	24時間
		児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000	24時間
⑦ 女性相談	女性DV相談	西粟倉村保健福祉課 Tel279-7100	月～金 8：30～17：00
⑧ 子どもの障がい全般	子どもに障がいがあった場合、多くの手続きの窓口は保健福祉課です。子どもとご家庭の将来のためにも、なるべく早くから支援を受けてください。 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得、障害児の手当、障害者の施設やサービスに関することなど	西粟倉村保健福祉課 Tel279-7100	月～金 8：30～17：00
	障がいのある方が、必要なサービスを受けることができるように、家庭訪問等により相談を行います。	西粟倉村保健福祉課 Tel279-7100	月～金 8：30～17：00
	子どもの障がいについて、電話、来所のほか、家庭訪問等により相談を行います。	西粟倉村保健福祉課 Tel279-7100	月～金 8：30～17：00
	障がいのある子どもの養育上の悩みについての相談や医学的、心理学的判定等を行います。	津山児童相談所 Tel0868-23-5131	月～金曜日 9:00～17:00
	障がいのある幼児児童生徒の発達を支援するための教育相談	西粟倉村教育委員会 Tel279-2216	月～金 8：30～17：00
	発達障がいに関する相談 自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害などの発達障害のある人（あることが疑われる方）やその家族、関係者など、どなたでもご利用できます。	おかやま発達障害者支援センター 県北支所 Tel0868-22-1717	月～金曜日 9:00～17:00

あわくらMAP



役場付近拡大図

あわくらMAP



西粟倉村役場	279-2111
役場保健福祉課	279-7100
教育委員会	279-2216
あわくら会館 (こども図書館・げんきっこクラブ)	279-2116
西粟倉村診療所	279-2220

西粟倉幼稚園	279-2202
西粟倉小学校	279-2021
西粟倉中学校	279-2014
子ども館 (ほんぼこ園・Bambi)	279-2566
よりみち	275-3069